

令和7年度 第3回 下條村物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度下條村物価高騰対策生活応援給付金支給事業	①物価高騰により影響を受ける住民への食料品を中心とした生活必需品の購入の支援を目的とした給付金を支給する。村内に食料品を扱うスーパーがなく利用店舗が限られるため、利用制限のない現金給付とする。 ②全村民へ1人10,000円を支給(口座振込) ③10,000円×3,321人・振込手数料218千円 ④全村民	R8.1	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	下條村物価高騰対策生活応援商品券発行事業	①物価高騰の影響による村民の家計の負担軽減と地域経済活性化を目的としたプレミアム付き商品券を発行 ②希望する村民へ村内事業所で利用できるプレミアム30%付商品券の発行に係る事務を商工会へ委託 ③商品券1,000円につき300円のプレミアム×45,000枚、印刷等事務費700千円【総事業費のうち10,756千円は一般財源とする】 ④全村民	R7.7	R7.12
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度下條村物価高騰対策下條村出身学生支援事業	①物価高の影響により厳しい生活を余儀なくされている下條村出身学生を経済的に支援するため下條村の特産品等の食料品を送付する。 ②飯田下伊那管外に住んでいる下條村出身学生へ下條村の特産品等6,000円分を送付する。 ③下條村特産品等6,000円×62名・送料128千円 ④飯田下伊那管外に住む下條村出身学生	R8.1	R8.2
4	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	令和7年度下條村事業者物価高騰対策支援事業	①光熱費や資材費が高騰したことにより影響を受ける村内事業者の支援をすることで、村内の経済状況を下支えすること、また、従業員の賃上げを図ることを目的とし支援金を給付する。従業員数に応じた支援額とする。 ②負担金補助及び交付金 ③補助金(18節)従業員数に応じた金額×170事業者(商工業、農業、農業法人、福祉、医療)1,256万円 従業員数1人→3万円×56事業者=168万円、2~3人→5万円×69事業者=345万円、4~5人→6万円×16事業者=96万円、6~7人→8万円×5事業者=40万円、8~10人→10万円×9事業者=90万円、11人以上→従業員数×1万円×15事業者=517万円(ただし、1事業者の上限額100万円) ④村内に住所・法人登記を有し、かつ直近1年の売上額が120万円以上ある法人及び令和6年、令和7年の売上金額または販売金額が120万以上の個人事業者	R8.1	R8.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	令和7年度下條村水道水多量使用事業者支援事業	①物価高騰により事業活動に影響をうける村内事業者の活性化を図るため、大量に水を使用する事業所等の水道料金の一部を支援する。 ②負担金補助及び交付金 ③令和6年度水道使用料金が10万円を超えた事業者に対し10万円を超えた使用料金の25%を補助する。(上限は1契約あたり20万円) 21事業者が対象(水道使用料-10万控除)×25%で計算 4事業者×20万円・1事業者×193千円・1事業者×167千円・1事業者×109千円・1事業者×107千円・1事業者×92千円・2事業者×63千円・1事業者×51千円・1事業者×49千円・1事業者×42千円・1事業者×30千円・1事業者×16千円・1事業者×8千円・1事業者×6千円・1事業者×4千円・1事業者×3千円・1事業者×1千円 ④村内に住所を有し、村内で事業を展開する法人および個人事業者	R8.1	R8.3
6	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	令和7年度下條村中小企業機械等導入支援事業	①物価高により事業活動に影響を受ける村内事業所または支店を有する商工事業者の生産性向上に資する設備投資に対し支援をし、従業員の賃金上昇につなげる。 ②負担金補助及び交付金 ③設備投資経費の1/2以内上限60万円・60万円×2事業者=120万円 20万円×4事業者=80万円 ④村内事業者または支店を有する商工業者等	R7.12	R8.2